

# 12月3～9日は障害者週間

## 誰もが自分らしく生きられる社会へ

障害者週間は「障がい者の福祉」についての関心と理解を深めると共に、障がい者が社会・経済・文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されました。周囲の理解と配慮は、障がい者の自立の幅が広がるきっかけになります。問い合わせは、市障害福祉課Tel784・8032、ファクス784・8006へ。

### 障害者差別解消法の改正

障害者差別解消法は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会を目的とし、同法により障がいのある人に対する「不当な差別的取り扱い」の禁止と「合理的配慮」、「環境の整備」を行うこととされています。

実際にどのような行動をしたらいのか指針を示しています(左図参照)。また、同法の改正により、令和6年4月から宿泊施設や飲食店、小売業などの民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されています。

### 「不当な差別的取り扱い」の禁止



正当な理由なく、障がいを理由として不利に扱ってはならない

### 「合理的配慮」の具体例

障がいの特性に応じたコミュニケーション(筆談や読み上げなど)



### 「環境の整備」の具体例



施設のバリアフリー化など

## さまざまな「障がい」があります

「障がい」にはさまざまな種類があり、困りごとがそれぞれ異なります。障がいにあった配慮ができるようにしましょう。

### ◆視覚障害

視機能の持続的な低下により、学習や生活に支障がある状態をいい、物の位置や人の動きを即時的に把握することや単独で移動することが困難な場合があります。

### 市の取り組み

市役所、阪急・JR両伊丹駅周辺に音声誘導装置を設置しています。

主に視覚障がいのある人の移動をスムーズにするための手段として開発され、磁気テープを巻き付けた白杖の先端を磁気センサーが埋設された点字ブロックにかざすことで、付近のスピーカーから誘導案内が流れる仕組みです。

磁気テープが必要な人は市役所1階の障害福祉課がアイ愛センターで申請を。無料。



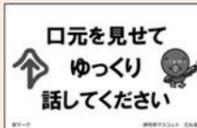
### ◆聴覚障害

身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいい、聴覚障害の程度や聞こえ方、言語発達の状態は一人一人異なります。また相手の口の動きを読み取り、話の内容を認識しますが、マスクなどで口元が見えないときは認識できず意思疎通が難しくなります。

### 市の取り組み

市は、耳が聞こえにくく、生活に不自由を感じている人(障害者手帳を持たない人も可)に意思表示のカード(写真)を無料で配布しています。

手話を使わず筆談を希望する人もいるため、同カードの提示があった場合は配慮をお願いします。市障害福祉課へ。



### ◆その他に、知的障害や精神障害など

知的障害は知的発達がゆっくりであり、生活や学習などで特別な支援や配慮が必要な状態とされています。精神障害は統合失調症やうつ病などさまざまな疾患により、日々の生活に生きづらさを感じている場合があります。

### 市の取り組み

ヘルプマーク(写真)は、周囲の人からの援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。

同マークを見かけたときは、電車・バスなどで席を譲るなど配慮をお願いします。

同マークは、市役所1階の障害福祉課・介護保険課、同2階のこども福祉課、市保健センターで配布しています。無料。



### 「虐待かも？」と思ったら、まず連絡を

障害者虐待防止法は、障がいのある人の権利や尊厳が脅かされることを防ぐ法律として平成24年に施行されました。

障害者虐待の防止は、早期発見・早期対応が大切です。間違っても責任は問われません。「虐待かな?」「これ大丈夫?」と思ったら、迷わず市障害者虐待防止センターへ連絡を。通報者の情報は守られます。連絡は匿名でも構いません。

また家族などの養護者支援として、介護負担・ストレスの軽減、介護に関する情報提供、家族関係の回復・生活の安定など、専門的支援も行っています。

市虐待防止センターTel784-8032  
(夜間・休日Tel090-9277-7665(受け付けのみ))  
ファクス777-0294

## 市役所1階の売店「ぶちばとー」へ

「ぶちばとー」は市役所1階にある市内の障がい者就労施設が共同で運営する売店です。

店名の「ぶちばとー」はフランス語の「小さい」、「舟」の組み合わせで、障がいや病気などがある人やそのサポーターたちが乗り合わせ、希望を未来に運ぶ「小さな舟」という意味が込められています。

母の日や父の日、ハロウィーン、クリスマス、バレンタイン、ホワイトデーなどのイベント時期には、イベントに合わせた商品が並びます。

【営業日】月～金曜(市役所開庁日)の午前10時～午後4時

【販売商品】▷パン▷弁当▷コーヒー▷菓子▷手作り雑貨—など



### 手話関連事業の実施

#### 【市民手話講座講師派遣事業】

▽内容Ⅱ手話を学びたいグループに、手話講師(聞こえる講師)とろうの講師(各1人)を派遣Ⅱ対象Ⅱ手話を学びたい市内在住、在勤、在学者などが過半数を占める5人以上のグループ。手話の経験の有無は問いません。▽回数Ⅱ年間最大10回まで(1回あたり2時間まで、回数是要相談)▽費用Ⅱ無料。▽市障害福祉課(市ホームページから電子申請も可)へ。

#### 【手話通訳者派遣事業】

▽内容Ⅱ手話通訳者派遣事業は、手話通訳者(聞こえる講師)とろうの講師(各1人)を派遣Ⅱ対象Ⅱ手話を学びたい市内在住、在勤、在学者などが過半数を占める5人以上のグループ。手話の経験の有無は問いません。▽回数Ⅱ年間最大10回まで(1回あたり2時間まで、回数是要相談)▽費用Ⅱ無料。▽市障害福祉課(市ホームページから電子申請も可)へ。

#### 【手話通訳者派遣事業】

▽内容Ⅱ手話通訳者派遣事業は、手話通訳者(聞こえる講師)とろうの講師(各1人)を派遣Ⅱ対象Ⅱ手話を学びたい市内在住、在勤、在学者などが過半数を占める5人以上のグループ。手話の経験の有無は問いません。▽回数Ⅱ年間最大10回まで(1回あたり2時間まで、回数是要相談)▽費用Ⅱ無料。▽市障害福祉課(市ホームページから電子申請も可)へ。

### 職場実習助成金の支給

市は、地域生活支援センターや阪神北障害者就業・生活支援センターで就労支援を受け、民間企業などで職場実習をし、要件を満たした障がいのある人に、1日あたり千円の助成金を支給しています。要件など詳しくは、市障害福祉課へ。

### 共同受注ネットワーク

市は、障がい者就業施設で働く障がいのある人の生活の経済的基盤の確立を目指し、工賃向上のための総合的な支援を推進しています。

### 「いたみ障がい者共同受注ネットワーク」

「いたみ障がい者共同受注ネットワーク」もその一つで、依頼ができる主な仕事の内容は次の通り。  
【内容】▽ラベル貼り▽箱折り▽清掃▽除草▽剪定▽プランターへの水やり▽タオル折り▽クリーニング▽チラシの印刷▽パンフレットの作成・封入・封かん▽名刺の印刷—など。  
他にも自治会イベントの景品作成や地域の祭りへの出店など地域の活動でも活躍しています。

## 障害者週間関連のイベント情報

### ◆フェスタ・イン・いたみ

【日時・会場】12月14日(出)午前11時～午後3時半、アイ愛センターで  
【内容】市内障がい関係団体、事業所などによる▷食べ物などの出店▷ステージイベント▷大抽選会—など無料。当日直接、会場へ。

### ◆障がい児・者作品展

【日時・会場】12月1～10日の午前9時～午後9時(3・10日の火曜は午後5時まで)、アイ愛センターで  
【内容】市内障害者福祉施設などの利用者や特別支援学校の生徒などが作った作品を展示無料。

\* アイ愛センターTel772-0221、ファクス780-2897